

# みんなでささえる 国保会計



## ～ 軽減や減免の制度について ～

国民健康保険では、一定所得以下の方に配慮した軽減や減免の制度があります。

### ●一定所得以下の方への保険税軽減措置

世帯の所得が軽減対象となる所得基準を下回っている場合は、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて2割、5割、7割軽減されます。

この軽減の基準となる所得額が平成26年度から引き上げられ、保険税を軽減される方が拡大されました。

[改正内容] ※7割軽減については、改正はありません。

#### ① 2割軽減

- 軽減対象となる基準額の引き上げ

これまでの基準額  $33\text{万円} + 35\text{万円} \times \text{被保険者数}$



改正後の基準額  $33\text{万円} + 45\text{万円} \times \text{被保険者数}$

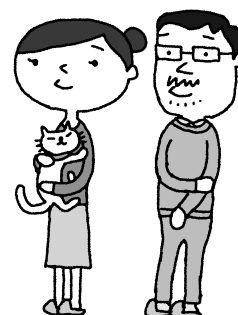
#### ② 5割軽減

- 2人以上で構成されている世帯が軽減の対象でしたが、単身世帯も対象
- 軽減対象となる基準額の引き上げ

これまでの基準額  $33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$



改正後の基準額  $33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$



### ●医療費の一部負担金の徴収猶予および減免・免除制度

世帯主が特別な理由により生活が困難になった場合において、一部負担金の支払いや徴収を猶予・減免・免除する制度があります。

#### 特別な理由

- (1) 震災、風水害、火災などで、死亡または重度心身障がい者となったとき  
震災、風水害、火災などで、資産に重大な損害を受けたとき
- (2) 干ばつ、寒冷、凍霜害などによる農作物の不作・不漁で収入が減少したとき
- (3) 事業または業務の休廃止、失業などで収入が著しく減少したとき

必要があると認められた場合は、申請月から期限を定めて、一部負担金の支払いや徴収を状況の程度によって猶予・減免・免除されます。

※申請書と必要添付書類により要件の審査があり、該当しない場合もあります。

制度に該当するかは、世帯の構成や所得など個々の条件によって異なります。  
国保税については税務課住民税係 (☎43-2816 課直通)、その他については下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)  
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(課直通)